

第1399号

AFN-1399

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2022年 1/17 (月)

『R4年度税制改正大綱 住宅ローン控除率縮減4年延長』

個人所得課税のうち住宅ローン控除の見直しは、省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの活用と優良化が重要との考え方のもと4年間延長。○控除期間:新築の認定住宅等については13年間 ○床面積要件:令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和 ○控除率:0.7%に縮減 ○借入限度額:2025年入居まで2,000万円に縮減 ○所得要件:合計所得金額2,000万円以下に縮減 ○所得税額から控除しきれない住民税控除額:最高9.75万円に縮減 新築・リフォームとも、認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅について借入限度額の上乗せ措置を講ずる。さらに、令和6年以降の新築住宅は省エネ基準の要件化を行う。なお、消費税引き上げに伴う措置は終了する。



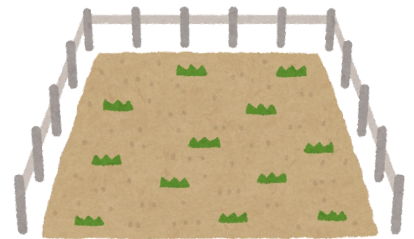
住宅ローン控除を受ける個人は、銀行等の債権者に対し住宅ローン控除申請書の提出が義務づけられる一方、確定申告書及び年末調整の際の所得税額の特別控除申告書への年末残高証明書への添付は不要となる。

『R4年度税制改正大綱 不明土地の公共利用へ特例拡充』

土地・住宅関連ではもう1つ、「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法」の改正を前提として以下の措置が決まった。1) 地域福利増進事業の拡充後も引き続き、同法の規定に基づく裁定申請書に記載された地域福利増進事業を行う事業者に対して譲渡される一定の土地等が当該事業の用に供される場合、優良住宅地の造成等のために土地等を取得した場合の長期譲渡所得の課税の特例の対象とする。2) 同法に規定する土地収用法の特例の対象となる土地の範囲の拡充後も引き続き、同特例の規定による収用があった場合を、収用交換等の場合の譲渡所得の5,000万円特別控除等の対象とする。

一方、国民健康保険税に関しては、1) 基礎課税額等に係る課税限度額を65万円(現行63万円)に、2) 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円(同19万円)に、それぞれ引き上げる。

また、NISA口座では利便性の向上が図られる。特定非課税管理勘定への上場株式等の受け入れに係る要件について、特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れている場合は、その受け入れが、当該上場株式等の受け入れの日以前6月以内で、かつ同日が属する年の前年である場合には当該要件を満たすこととされる。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com